

# 株券電子化への対応

## (法人株主編)

制度調査部  
横山 淳

### 株券ペーパーレス化レポート No.15

#### 【要約】

2004年6月に公布された株式等決済合理化法により、株券不発行制度が導入されている。上場会社については、2009年1月に一斉に株券電子化が実施されることが予定されている。

株券電子化に当たっては、法人が現物で保有する「株券」についても、いわゆる「タンス株」と同様、一斉移行日に無効となり、信託銀行等に開設された特別口座で管理されることとなる。

法人株主についても、株式の保有状況、担保権設定状況などの管理の上でも、証券保管振替機構への預託など適切な対応・準備が必要となるだろう。

本稿では、主に法人株主の視点から、「株券電子化」の概要をQ & Aを交えて解説する。

#### 【目次】

1. 「株券電子化」とは？.....	2
2. 「株券電子化」後の株主の権利.....	2
Q 1：株主の権利はどうやって証明すればよいのか？.....	3
Q 2：株主名簿の名義書換はどのようになるのか？.....	3
3. 「株券電子化」後の株式の譲渡.....	3
Q 3：相対取引も証券会社等を通じなければできないのか？.....	4
Q 4：現行の証券保管振替制度との違いは？.....	5
4. 「株券電子化」後の質権設定.....	5
Q 5：「株券電子化」後の質権は、略式質か、登録質か？.....	6
Q 6：譲渡担保はどうすればよいのか？.....	6
5. 「株券電子化」の移行手続.....	7
(1)事前に証券保管振替機構に預託している場合.....	7
(2)事前に証券保管振替機構に預託していない場合.....	8
Q 7：取引先の株式を保有している場合、株券電子化対策で事前に証券保管振替機構に預託すると、売却したと誤解されないか？.....	9
Q 8：政策投資目的の株式であれば「特別口座」に入って何か不都合があるのか？.....	9
Q 9：担保に提供している株券はどうなる？.....	10



## 1 . 「株券電子化」とは？

2004 年 6 月に成立・公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、株式等決済合理化法）により、「株券不発行制度」が導入されている。

「株券不発行制度」とは、株式の発行・流通・消却などの全てのプロセスにおいて、「株券（券面）」を不要とする会社法上の制度である。現時点では、上場基準などとの関係で、実際に株券不発行制度を採用できるのは、未公開会社に限られている。

しかし、2009 年 1 月には、上場会社の株券についても一斉に株券不発行制度に移行することが予定されている。その際、上場株式の発行・流通・消却などについても新しい「株式振替制度」に基づくシステムの下、全面的な「株券電子化」を実現することとされている。

それに伴い、いわゆる「タンス株」は、2009 年 1 月に予定される一斉移行日に無効となる。「タンス株」についての株主の権利は、発行会社が指定する信託銀行等に開設された特別口座で暫定的に管理されることとなる。

こうした取扱いがなされるのは、個人株主が保有する「タンス株」に限られる訳ではない。法人が「現物」で保有する「株券」や、証券会社・信託銀行などに「現物」の形で預けている「株券」についても同様に取り扱われる。即ち、2009 年 1 月に予定される一斉移行日に無効となり、発行会社が指定する信託銀行等に開設された特別口座で暫定的に管理されることとなるのである。

その結果、法人株主についても、株式の保有状況、担保権設定状況などの管理の上でも、2009 年 1 月に向けて証券保管振替機構への預託など適切な対応・準備が必要となるだろう。

本稿では、主に法人株主の視点から、「株券電子化」の概要を Q & A を交えて解説する。

## 2 . 「株券電子化」後の株主の権利

上場会社について「株券不発行制度」が導入されれば、上場会社の株式は全て、新しい「株式振替制度」の下で、電子的に管理されることとなる。

新しい「株式振替制度」の下では、株式（＝株主の権利）の帰属は、振替機関（証券保管振替機構）・口座管理機関（証券会社など）が管理する振替口座簿の記録によって定まることとされている（社債、株式等の振替に関する法律（以下、振替法）128）。

つまり、従来は、現物の「株券」の所持（会社法 131）や株主名簿の記載・記録（会社法 130 など）によって、株主の権利の帰属が定まっていた。それが、株券電子化後は、上場会社の株式については、証券会社などに開設した口座に残高が記録されれば、その時点から株主としての権利の帰属が確定することとなるのである。

その意味では、口座を管理する証券会社等の金融機関の責任が重大となることは言うまでもないが、法人株主にとっても、その株式の保有状況を把握する上で、開設した口座を適切に管理することが求められることとなるだろう。

## 【Q & A コーナー】

### Q 1 : 株主の権利はどうやって証明すればよいのか？

取引や契約の関係で、取引先や銀行などに、弊社が間違いなく 社の株式を 株保有しているということを示さなければならない場合がある。株券電子化が実施されて、「株券（券面）」がなくなった場合、どのようにすればよいのか？

### A 1 : 口座を開設した証券会社等に証明書を発行してもらうこととなる

顧客（加入者）は、証券会社等から口座に関する証明書を発行してもらうことができる。

具体的には、顧客（加入者）は、口座を開設した証券会社等に対して、定められた費用を負担すれば、自分の口座に記録されている事項を証明する書面（一定の条件の下で電子媒体でも可）の交付を請求することが認められている（振替法 299）。

実務的には、この証券会社等が発行した証明書を相手方に提示することで、自社が株式を保有していることの証明とすることになるものと思われる。

なお、株主本人だけではなく、その株主の口座に対して利害関係を有する一定の者についても、正当な理由があるときは、その口座に関する証明書の交付請求を行うことができる。

### Q 2 : 株主名簿の名義書換はどのようになるのか？

株券電子化後、株主名簿の名義書換はどのようにして行われるのか？

### A 2 : 総株主通知の際に一齐に書き換えられることとなる。

株券電子化後は、振替機関（証券保管振替機構）からの通知に基づいて、一齐に株主名簿の名義書換が行われることとなる。具体的には次の通りである。

議決権、配当などの基準日ごとに、振替機関（証券保管振替機構）は証券会社等から株式の保有者や保有株数に関する情報の報告を受ける。

振替機関（証券保管振替機構）は、証券会社等からの報告に基づいて、名寄せなどを行った上で、発行会社（又は株主名簿管理人）に対して必要事項の通知を行う（総株主通知、振替法 159）。

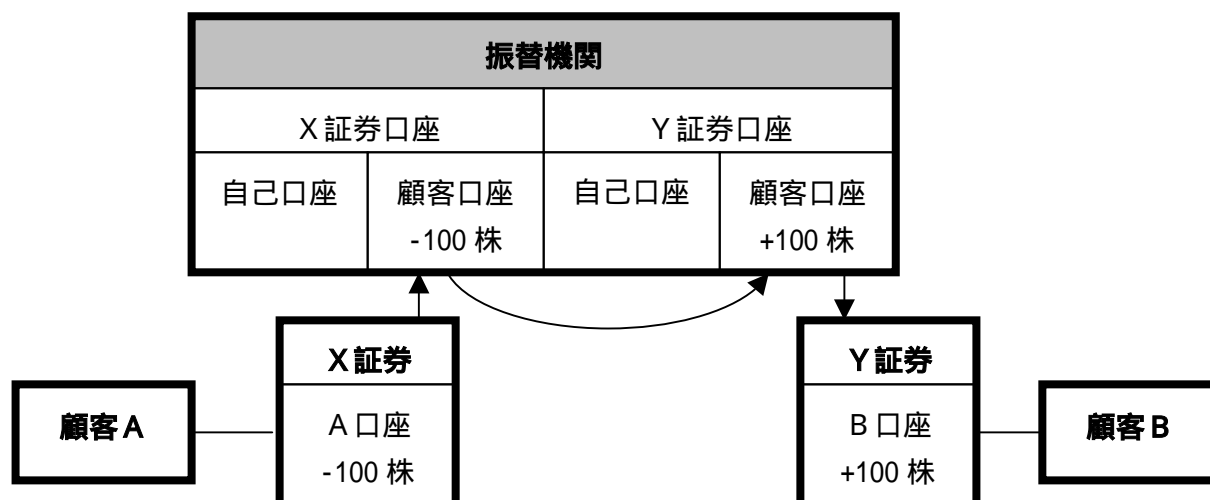
総株主通知を受けた発行会社（又は株主名簿管理人）は、その通知内容に基づいて、一齐に株主名簿の名義書換を行うこととなる（振替法 160）。

## 3 . 「株券電子化」後の株式の譲渡

前述のように、株券電子化後は、上場会社の株式の帰属は、「株式振替制度」に基づき証券会社等に開設された口座の記録によって定めることとなる。

その結果、上場会社の株式の譲渡・移転についても、新たに設けられる株式振替制度に基づいた口座間の振替によって行われることとなる。具体例を示すと次の通りである。

### 【株式振替制度の仕組み】



#### (AがBに100株売却した場合)

まず、Aからの申請に基づいて口座を開設しているX証券のAの口座から株式の残高が100株減る。

次に、X証券からの通知に基づき、振替機関に開設されたX証券の顧客口座の残高が100株減り、それと見合いで、買い手のBが口座を開設しているY証券の顧客口座の残高が100株増える。

更に、振替機関からの通知に基づき、Y証券に開設されたBの口座の残高が100株増える。

このようにしてAの口座からBの口座へと100株の株式の振替が行われる。

### 【Q&Aコーナー】

#### Q3：相対取引も証券会社等を通じなければならないのか？

株券電子化後は、株式の譲渡・移転は全て口座振替で行われるということは、相対取引も口座を開設した証券会社等を通じて行わなければならないのか？

#### A3：相対取引も証券会社等に開設した口座を利用することとなる。

株券電子化後の上場株式は、全て証券保管振替機構のネットワークによって一元管理されることとなる。売買、贈与、担保設定なども全てネットワークを通じて行う必要がある。

従って、相対取引であっても、口座を開設した証券会社等を通じた口座振替によって行うこととなる。

**Q4：現行の証券保管振替制度との違いは？**

新しい株式振替制度も、口座振替の仕組みそのものは、現行の証券保管振替制度と大きく変わらないように思われる。何か違いはあるのか？

**A4：基本的には同じだが、対象となる株式の範囲やペーパーレス化の手法などが異なっている。**

新しい株式振替制度は、現在の証券保管振替制度を母体として整備することが予定されている。従って、その口座振替の仕組みが、現在の証券保管振替制度と類似していることは間違いない。

しかし、両方の制度には、次のような相違点もある。

**【株式振替制度と証券保管振替制度】**

	株式振替制度	証券保管振替制度
ペーパーレス化の対象	全ての上場株式を電子化ネットワークで一元管理	株主が承諾した株式のみが対象
ペーパーレス化の手法	券面廃止	株券の集中保管（不動化）
株券（券面）の交付	不可	請求があれば可能
株主名簿上の名義人	配当基準日等の株主	証券保管振替機構（注1）
口座管理のネットワーク	多層構造（注2）	2層構造（注3）
ネットワークの情報授受	全面電子化（予定）	一部、紙ベース

（注1）実際の株主は実質株主名簿に記載されるため、名簿が二重構造となっている。

（注2）証券保管振替機構とその直接参加者である証券会社等のほか、直接参加者の下位に間接参加者が多層的にネットワークに連なることも可能。

（注3）証券保管振替機構とその直接参加者である証券会社等のみで構成。

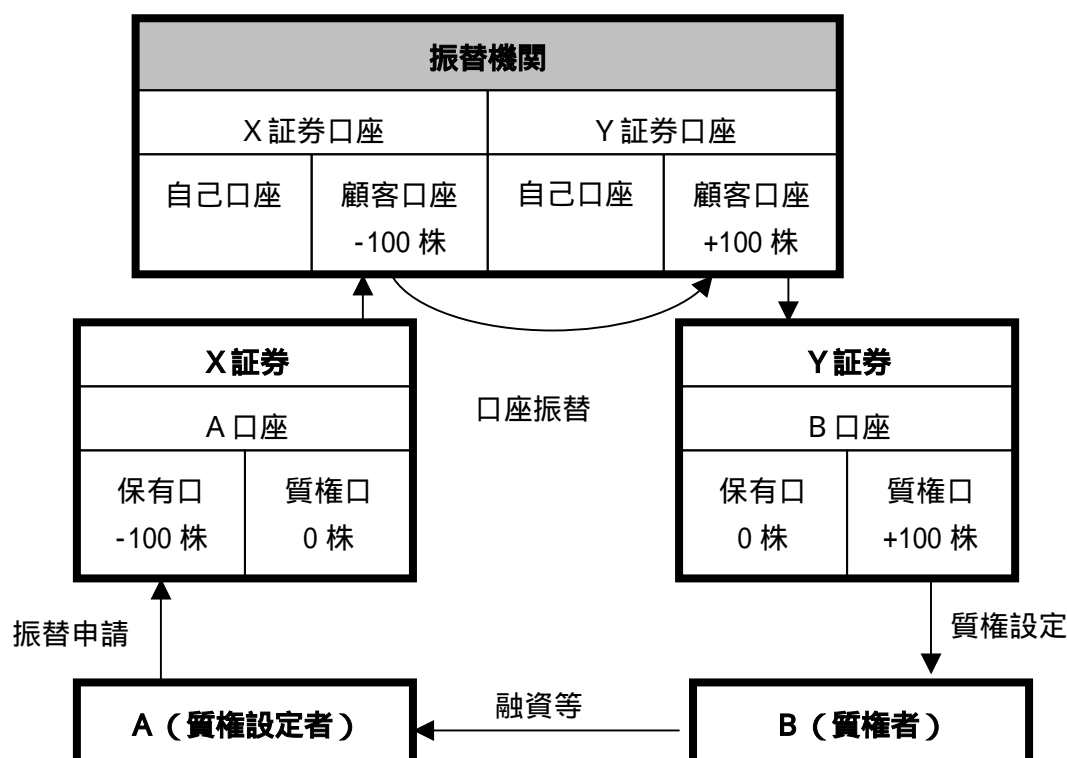
**4．「株券電子化」後の質権設定**

株券電子化後は、上場株式の質権設定についても口座振替によって処理される（振替法149）。

例えば、資金借入れの担保として、株式を質入するような場合、原則として、株券（券面）を相手方（質権者）に交付する必要がある（会社法147）。しかし、株券電子化後は、相手方（質権者）に交付すべき株券（券面）が存在しない。

そこで、新しい株式振替制度の下では、株券の交付に代えて、口座振替によって質権設定を行うこととなる。即ち、質権者が開設した口座に、質権者自身が保有する株式を管理する「保有口」と区分して、「質権口（質権欄）」が設けられる。この質権者口座の「質権口」に質権設定者（株主）の口座から振替を行うことで質権を設定することとされているのである。具体的には、次ページの図のようなイメージになる。

### 【株式振替制度による質権設定のイメージ】



### 【Q & Aコーナー】

**Q5 : 「株券電子化」後の質権は、略式質か、登録質か？**

株券電子化後に設定される質権は、略式質となるのか？それとも登録質となるのか？

**A5 : 原則として、略式質扱いとなる。ただし、申出により登録質扱いも可能である。**

株券電子化後の「株式振替制度」の下で質権設定された株式は、株主（質権設定者）の口座ではなく、債権者（質権者）の口座（「質権口」）で管理される。

しかし、配当などの権利者を発行会社に通知する「総株主通知」（前記Q2参照）では、原則として、口座の名義人である質権者ではなく、本来の株主の氏名等が通知されることとされている（振替法159 二）。従って、配当などを受領できるのは質権者ではなく、本来の株主ということになる。その意味では、従来の「略式質」と同様の取扱いが原則となる。

ただし、質権者から「質権口」の口座を開設した証券会社等に申出があった場合には、本来の株主ではなく、質権者の氏名等を「総株主通知」で通知することも認められる（振替法159 ）。従って、質権者からの申出により登録質扱いとすることも可能である。

**Q6 : 譲渡担保はどうすればよいのか？**

株券電子化後に譲渡担保を設定する場合はどうすればよいのか？

**A 6：基本的には通常の譲渡と同様に処理した上で、具体的な内容は個別契約などで対処するものと思われる。**

譲渡担保も、株券電子化後の「株式振替制度」の下では口座振替で処理することとなる。その際、譲渡担保は外形的には譲渡の形式をとっているため、債権者（担保権者）の「質権口」ではなく「保有口」に振替を行うことになるものと考えられる。

その上で、「総株主通知」の際に担保権者の氏名等を通知するのか、本来の株主の氏名等を通知するのかなど、細目については当事者間での個別契約や口座を開設した証券会社等に対する申請などによって対処することになるものと思われる。

## 5．「株券電子化」の移行手続

前述の通り、上場会社について「株券不発行制度」が導入されれば、既存の「株券」は無効となり、上場会社の株式は全て、新しい「株式振替制度」の下で、電子的に管理されることとなる。

その移行手続は、事前に証券保管振替機構に預託されているか否かによって2通りのパターンがある。

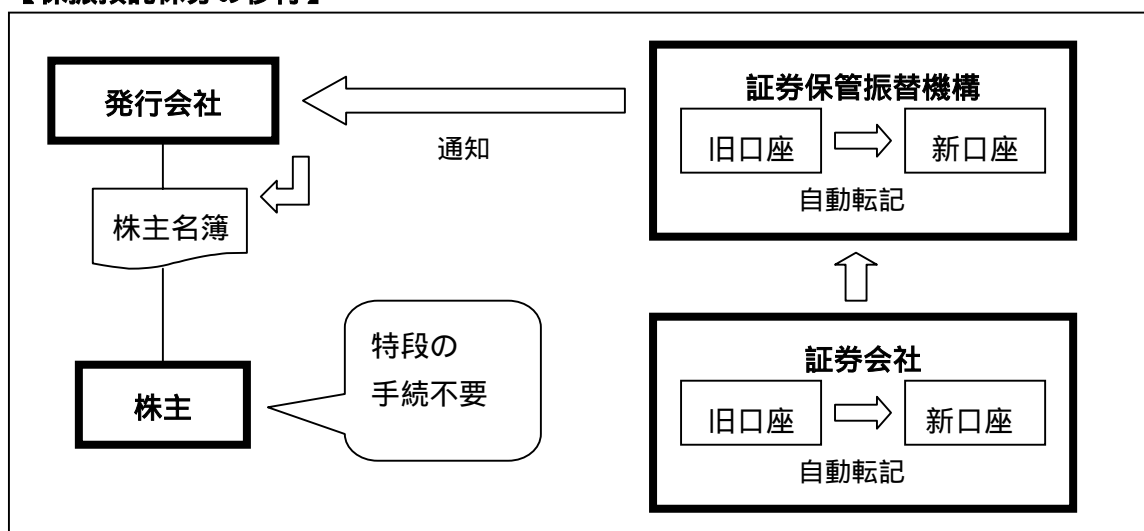
### (1) 事前に証券保管振替機構に預託している場合

事前に証券保管振替機構に預託されている株券については、株主が特別な手続や対応を行わなくても、そのまま新制度に移行することができる。

即ち、一斉移行日に、旧制度に基づく口座のデータは、自動的に新制度に基づく口座のデータに転記される（振替法附則7）。その記録に基づいて発行会社に実質株主の氏名等が通知され、株主名簿の名義書換が行われて移行手続は完了する（振替法附則3、6）。

具体的なイメージは次の通りである。

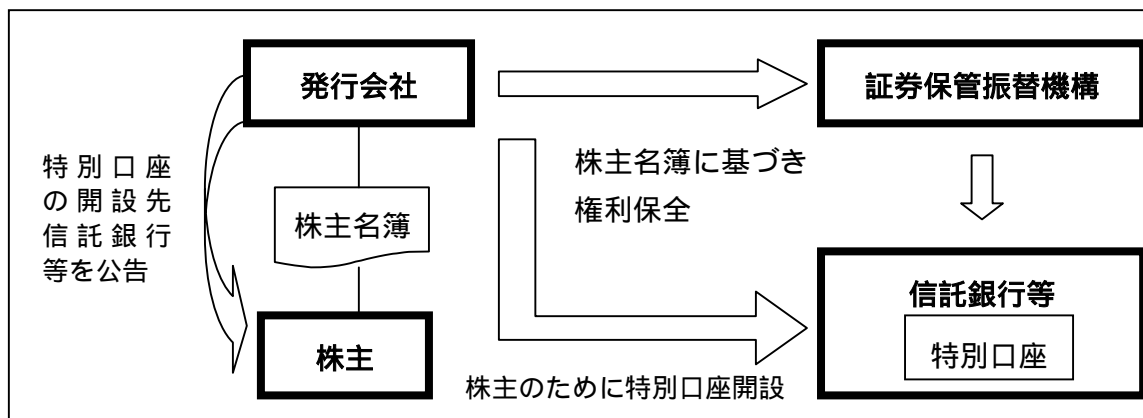
#### 【保振預託株券の移行】



## (2) 事前に証券保管振替機構に預託していない場合

事前に証券保管振替機構に預託していない株券については、次のような手続で新制度に移行することになる。

### 【保振預託していない株券の移行】



発行会社は、証券保管振替機構に株券を預託していない株主（通知対象株主等）の権利を保全するための口座（特別口座）を開設する信託銀行等を決定し、公告を行う（振替法附則 8 ）。

発行会社は、証券保管振替機構に株券を預託していない株主（通知対象株主等）の権利を保全するための「特別口座」を信託銀行などに開設する（振替法附則 8 ）。

株主名簿に基づいて証券保管振替機構に株券を預託していない株主（通知対象株主等）に関する必要事項を証券保管振替機構に通知する（振替法附則 8 ）。

証券保管振替機構を通じて、「特別口座」に各株主が保有する株数などのデータが記録される（振替法附則 8 ）。

このような対応が行われる結果、事前に証券保管振替機構に株券を預託していない株主であっても、権利は信託銀行などに開設される「特別口座」により権利は守られることとなる。つまり、株主名簿の名義書換を完了してあれば、株主の権利を失うことはない。

しかし、一連の作業は、あくまでも株主名簿の記載に基づいて行われることとなる。これは、発行会社としては、株主名簿上の名義人を株主として取り扱わざるを得ないためである。

従って、株主名簿の名義書換を完了していない株主（いわゆる失念株主）については、権利が保全されず、最悪の場合には権利を失う可能性もあり得る。

法人株主が保有する株式の名義書換を完了していないことは余りないと思われるが、事前に十分にチェックを行う必要があるだろう。



## 【Q & Aコーナー】

### Q7：取引先の株式を証券保管振替機構に預託すると、売却したと誤解されないか？

弊社は、取引先の大企業の株式を事情があって保有している。株券電子化対策を進める必要性は分かるのだが、そのために証券保管振替機構に預託すると株式の名義は証券保管振替機構名義になると聞いた。取引先に弊社が売却したと誤解されないか？

### A7：基準日ごとの実質株主通知で御社が保有していることは取引先も把握できる。ただし、微妙な問題も絡んでくるので、事前に取引先と相談しておいた方がよいだろう。

ご指摘の通り、現行の証券保管振替制度の下では、預託した株式の名義は、株主名簿上、証券保管振替機構名義となる。しかし、議決権や配当などの基準日ごとに実質株主通知が行われ、それらの株式を実際に所有する者（実質株主）の名称等が発行会社に伝達されている。従って、取引先の企業でも、議決権や配当などに関する実質株主通知が到達して、その内容を確認できれば、御社が株式を売却していないことを確認することは可能である。

ただ、ご質問のケースでは、御社と取引先企業との間の微妙な問題も絡んでくることがあるので、事前に取引先ともよくご相談して頂いた方がよいだろう。

なお、新しい「株式振替制度」の下では、株主名簿上の名義は、御社の名義となるので、こうした問題は生じにくいだろう。

### Q8：政策投資目的の株式であれば「特別口座」に入って何か不都合があるのか？

弊社の保有株式は全て政策投資目的で売却の予定は当面ない。株券電子化前に証券保管振替機構に預託しなくても、名義書換さえしてあれば「特別口座」で権利保全がなされるのであれば、特に困ることはないのではないかと？それとも特別口座に入って何か不都合でもあるのか？

### A8：大きな不都合はない。ただし、譲渡や質権設定が制限されること、管理コストは発行会社負担となる可能性が高いこと、は留意する必要があるだろう。

確かに、権利の保全という観点だけから言えば、株主名簿の名義書換さえしてあれば「特別口座」で権利が保全されるので、株主として特別な株券電子化対策が必要という訳ではない。

特に、法人が政策投資目的で保有している株式であれば、通常、名義書換を失念しているとは考えにくい。しかも、売却する予定も当面はないものと考えられる。従って、ご指摘の通り、「特別口座」で管理されることとなったとしても、取り立てて大きな不都合が生じるとは考えにくいだろう。ただし、次の点については留意しておく必要がある。

第一に、発行会社が信託銀行などに開設した「特別口座」は、あくまで暫定的なものである。そのため、「特別口座」を使った株式の管理は行われるが、「特別口座」を使った振替手続は大幅に制限される。具体的には、「特別口座」を使った振替手続は、次の場合に限られている。

#### 「特別口座」から他の口座への振替

同一名義人の口座	株主自身による口座移管
発行会社の口座	買取請求など

#### 他の口座から「特別口座」への振替

発行会社による振替	買増請求など
-----------	--------

「特別口座」から他の口座への振替が認められるのは、原則として、「特別口座」の名義人と同一の名義人の口座に振替を行う場合と、発行会社の口座に振替を行う場合に限られる。つまり、株主が自分自身で別途、証券会社などに開設した口座に移管する場合が、発行会社に単元未満株の買取請求などを行う場合を除いては、他の口座に移転できない。

同様に、他の口座から「特別口座」への振替も、発行会社が振替を行う場合に限られる。つまり、発行会社に単元未満株の買増請求を行う場合などにしか利用できない。

以上のことをまとめると、株式が「特別口座」にある限り、株主は、原則として、株式の売却は言うに及ばず、質権設定・担保権設定などもできないということである。事情が変わって、株主がその株式の売却や質権設定などをしたいと考えても、別途、証券会社などに自分で口座を開設した上で、口座移管手続を行わなければならないこととなる。当然、各種の手続が完了するまでには、時間やコストを要することとなる。

第二に、「特別口座」をどこの信託銀行等に開設するかということは、株主ではなく、発行会社が決定するという点である。つまり、個々の株主によっては、近くに支店等がないなど、手続を行う上で不便な信託銀行等に「特別口座」が開設されてしまう可能性もある。

第三に、「特別口座」の管理コストは、発行会社が負担する可能性が高いという点である。本来であれば「特別口座」の管理コストは、それによって権利が保全される株主が負担すべきものである。しかし、実務上、「特別口座」の株主から口座管理費等を徴収することは困難である。そのため、実際には発行会社が株主のために「特別口座」の管理コストを負担せざるを得ないだろうと考えられているのである。

政策投資目的で保有する株式を、新制度移行後は「特別口座」で管理することを予定しているのであれば、トラブル防止のためにも、事前に発行会社とコスト分担などを協議しておいた方がよいだろう。

### Q9：担保に提供している株券はどうなる？

弊社は、保有株券を融資の担保として提供しており、手元にはない。それを担保から引き出し、証券保管振替機構に預託することは困難だ。

### A9：そのままでは、株券電子化と同時に株券は無効となり、担保そのものが成り立たなくなる。事前に、借入先と対策をよく協議しておく必要がある。

株券(券面)を担保として提供したまま株券電子化の一斉移行日を迎えると、その株券は無効となり、担保価値を失うこととなる。つまり、担保そのものが成り立たなくなる。

しかも、この場合は、担保として提供されていた株券についての権利は、原則として、発行会社が指定する信託銀行等の「特別口座」で管理されることとなる。「特別口座」で管理されることとなった株式については、各種の事務手続の関係で、実務上、新制度移行後15営業日程度(約3週間)は、他の口座への移管が困難になる可能性が高い。いわば無担保状態が一月近く継続することにもなりかねず、融資にも大きな影響が生じる可能性も否定できないだろう。

こうした事態に陥らないためには、事前に借入先と対策をよく協議して、できれば事前に証券保管振替機構へ預託できるように対処することが望ましいだろう。

なお、株券不発行制度と質権の関係については、前記4.及び拙稿「株券不発行と略式質権者」(2004年8月17日付DIR制度調査部情報)も参照されたい。